

# 第3次泉佐野市地域福祉計画

## 地域福祉活動計画

～いずみさの みんなの絆プラン～

令和3（2021）年3月

泉佐野市



## はじめに

近年の価値観、社会環境、住民同士の関係性の大きな変化の中、分野別の福祉行政だけの支援だけでは対応しきれない、複雑な問題、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

国においては、高齢者、障害のある人、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、いきがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」が提唱される中、本市では「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」受け止める場として、「全世代、全対象型」の地域包括支援体制の構築を進めてきました。



このたび、第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の最終年度を迎え、これまでの実施状況の検証を踏まえつつ、市民の皆様、地域福祉活動組織、福祉関係団体等のご意見を賜わりながら、計画の見直しを行い、地域福祉の基本的な方向性を示す「地域福祉計画」、地域福祉の具体的な活動を示す「地域福祉活動計画」を、それぞれの役割を明確にしながらも、さらなる連携の深化をめざして、第3次計画として一体的に策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、第2次計画の基本理念である「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野」を継承し、「自分らしく生き、チャレンジできる」、「つながり支え合う」、「みんなで参加する」地域の整備を進めてまいります。このように社会環境が大きく変化する中においては、住み慣れた地域で住民の皆様が主体となって参画し、社会保障、行政がそれぞれの役割を果たし、連携して、地域福祉を推進することが大変重要であると認識しているところでございます。どうぞ、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました地域福祉推進審議会委員の皆様、アンケート調査にご協力くださいました市民の皆様、ヒアリング調査にご協力いただきました福祉関係団体、地区福祉委員会の皆様、その他多くの関係者の方々に対し、心よりお礼を申し上げます。

令和3（2021）年3月

泉佐野市長 千代松 大耕



## はじめに

近年、社会的孤立や老老介護、ひきこもり、ダブルケア、8050問題等、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクは複雑化・多様化しています。

令和2(2020)年度で最終年となる第2次地域福祉活動計画は、泉佐野市の地域福祉計画と協働して、「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野」を基本理念に、一体的に取り組みを進めて参りました。



第2次計画期間の6年間では、各地域においてコミュニティカフェ等住民同士が交流することができる新たな活動もうまれました。また、この間に起こった台風災害や感染症の拡大等の非常時にも、行政と連携を図りながら、平常時の地域のつながりを活かし、工夫をしながら地域活動が継続され、改めて本市における地域の支え合いの力を実感いたしました。

従来の制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けてさらなる取り組みが求められています。

第3次となる本計画につきましては、先の計画を引き継ぎ、行政計画とのつながりを大切にしながらも、幅広い活動主体による制度施策の枠を越えた民間の地域福祉活動の役割を発揮できる計画として策定することができました。

本会としましては、引き続き行政、地域住民、関係機関の皆様にご協力いただき、本計画を推進して参りたいと思いますので、ご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご多忙のところ多大なご苦勞をおかけしました地域福祉計画推進審議会・地域福祉活動計画推進委員会の皆様、地域の暮らしを話す会・住民アンケートにご協力いただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3(2021)年3月

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会

会 長 麻生川 敏行



## 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	5
4. 計画の策定方法.....	5
5. 計画の推進体制.....	8
6. 生活圏域の考え方.....	10
第2章 泉佐野市を取り巻く現状.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
1. 人口や世帯の状況.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
2. 支援を必要とする人の状況(高齢者・障害者・生活保護等).....	エラー! ブックマークが定義されていません。
3. 地域福祉活動の状況.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
4. アンケート調査等の結果.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
5. 第2次計画の進捗状況.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
6. 本市の課題等を踏まえた計画見直しの方向.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第3章 計画の基本的な考え方.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
1. 基本理念.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
2. 基本目標.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
3. 重点項目.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第4章 地域福祉計画における施策の展開.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
基本目標1:自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
基本目標2:つながり支え合う地域をつくろう.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
基本目標3:みんなで参加する地域をつくろう.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第5章 地域福祉活動計画における取り組み.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
基本目標1:自分らしく生き、チャレンジできる地域をつくろう.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
基本目標2:つながり支え合う地域をつくろう.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
基本目標3:みんなで参加する地域をつくろう.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
資料編.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
1. 泉佐野市地域福祉推進審議会・泉佐野市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
2. 泉佐野市地域福祉推進審議会規則.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
3. 泉佐野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会設置要綱.....	エラー! ブックマークが定義されていません。

れていません。

4. 泉佐野市地域福祉庁内推進委員会設置要綱 .....エラー! ブックマークが定義されていません。
5. 策定の経過.....エラー! ブックマークが定義されていません。
6. 用語解説.....エラー! ブックマークが定義されていません。





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄となり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。このような中、分野別の福祉行政を中心として取り組まれてきた、子育て世代、高齢者、障害者・児に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、虐待等）がみられ、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

国においては、平成28（2016）年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障害のある人、子どもなど、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざす方針が提示されました。また、同年7月には『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性が示されています。

その後、平成29（2017）年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が市町村において努力義務とされ、これを受けて市町村地域福祉計画のための策定ガイドラインも新たに示されました。令和2（2020）年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉の推進に向け、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」ことが示されるとともに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

また、社会における差別の解消については、平成28（2016）年4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。これらの法律では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現、部落差別は重要な地域課題であり、その解消を推進し、部落差別のない社会を実現することがめざされています。

泉佐野市（以下、「本市」と言う。）では、地域における様々な福祉課題に対応するため、平成

17（2005）年度に「泉佐野市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきました。また、泉佐野市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」と言う。）においては、平成21（2009）年度に「泉佐野市地域福祉活動計画」を策定し、地域住民の交流活動や支え合い活動などを支援してきました。その後、社会情勢の変化を踏まえ、市民・事業者・社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組むことをめざし、多くの市民の参画を得て本市と社会福祉協議会が協働し、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に見直した、「第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（いずみさの みんなの絆プラン）」を策定し、地域福祉施策の充実を図ってきました。平成29（2017）年度の同計画の中間見直しを経て今日まで施策を進めてきましたが、このたび、計画の最終年度を迎え、国の動向や本市の現状を踏まえて計画を見直し、「第3次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」と言う。）を新たに策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域福祉を実践するために策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」の相互の協力を促すなど、地域福祉の推進を目的とする団体です。

### (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、地域の助け合いによる地域福祉を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし、共に支え合う地域づくりをめざすための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。一方、地域福祉活動計画は、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となった、地域住民や住民組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPOなどの民間団体による福祉活動の具体的な取り組みを定める行動計画です。住民主体の活動方針のもと、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性を活かしながら、住民の自主的、自発的な福祉活動を推進し、その組織化を進めていきます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、共に「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展させていくものです。

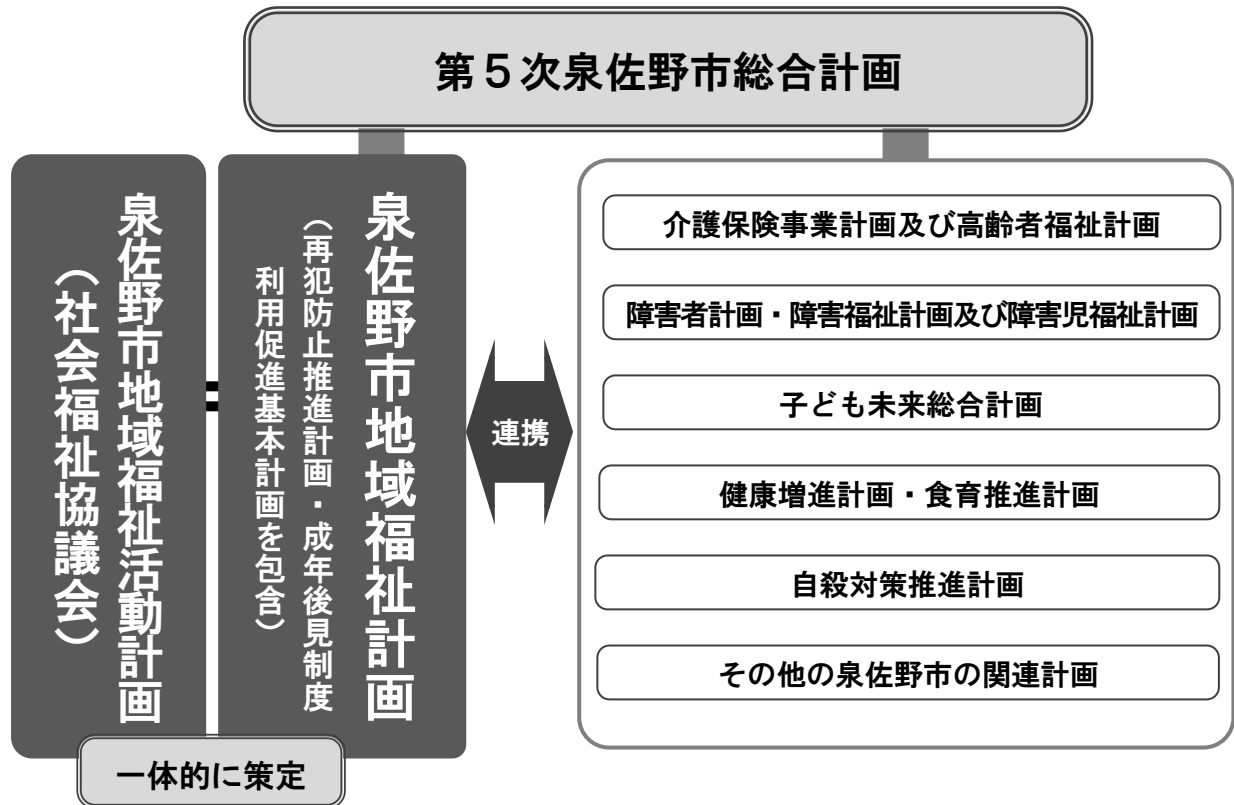
本市では、地域福祉の一体的な推進を図るため、これまで別々に策定していた地域福祉計画と地域福祉行動計画を平成26(2014)年度に一体的な計画である「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」として協働で策定し、より実効性のある施策の展開を図ってきました。本計画においても、地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割分担を明確にししながら、一体的な計画として策定することで、共通の理念・課題意識のもと地域福祉の推進に取り組みます。

### (3) 他計画との関係

地域福祉計画は、令和元(2019)年度に策定された本市の最上位計画である「第5次泉佐野市総合計画」に基づき、地域福祉を総合的に推進する理念を定め、福祉のまちづくりについての方角を示すものです。また、「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「子ども未来総合計画」「障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画」「健康増進計画・食育推進計画」「自殺対策推進計画」などの各分野の個別計画と連携し、地域福祉の観点から市民のより良い生活支援を行います。なお、「地域福祉活動計画」は、地域福祉に関する具体的な取り組みを定める計画であることから、地域福祉計画と一体的に策定するものとします。

加えて、地域福祉と一体的な取り組みが求められる再犯防止推進計画（再犯防止推進法第8条第1項）及び成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度利用促進法第14条第1項）についても、本計画に包含するものとします。

■本計画の位置づけ



### 3. 計画の期間

本計画の期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。

### 4. 計画の策定方法

#### （1）策定体制

本計画の策定にあたっては、本市の附属機関である「泉佐野市地域福祉推進審議会」及び社会福祉協議会における「泉佐野市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、さらに関係各課長級職員による「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」と関係各課担当職員等による「策定作業部会」を設置して策定作業を進めました。

#### （2）アンケート調査の実施

第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況の評価と、計画策定の基礎資料とすることを目的として、住民・保護者・子どものそれぞれを対象としたアンケート調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

##### ①住民アンケート

- ・調査地域：泉佐野市全域
- ・調査対象者：満18歳以上の住民2,000人を対象に無作為抽出
- ・調査期間：令和2年2月21日（金）～令和2年3月10日（火）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- ・回収状況：配布数2,000件、有効回収数620件、有効回収率31.0%

##### ②保護者アンケート

- ・調査地域：泉佐野市全域
- ・調査対象者：泉佐野市内の小学校に通う小学6年生の保護者
- ・調査期間：令和2年2月21日（金）～令和2年3月10日（火）
- ・調査方法：小学校を通じた直接配布・直接回収
- ・回収状況：配布数883件、有効回収数410件、有効回収率46.4%

##### ③子どもアンケート

- ・調査地域：泉佐野市全域
- ・調査対象者：泉佐野市内の小学校に通う小学6年生
- ・調査期間：令和2年2月21日（金）～令和2年3月10日（火）
- ・調査方法：小学校を通じた直接配布・直接回収
- ・回収状況：配布数883件、有効回収数743件、有効回収率84.1%

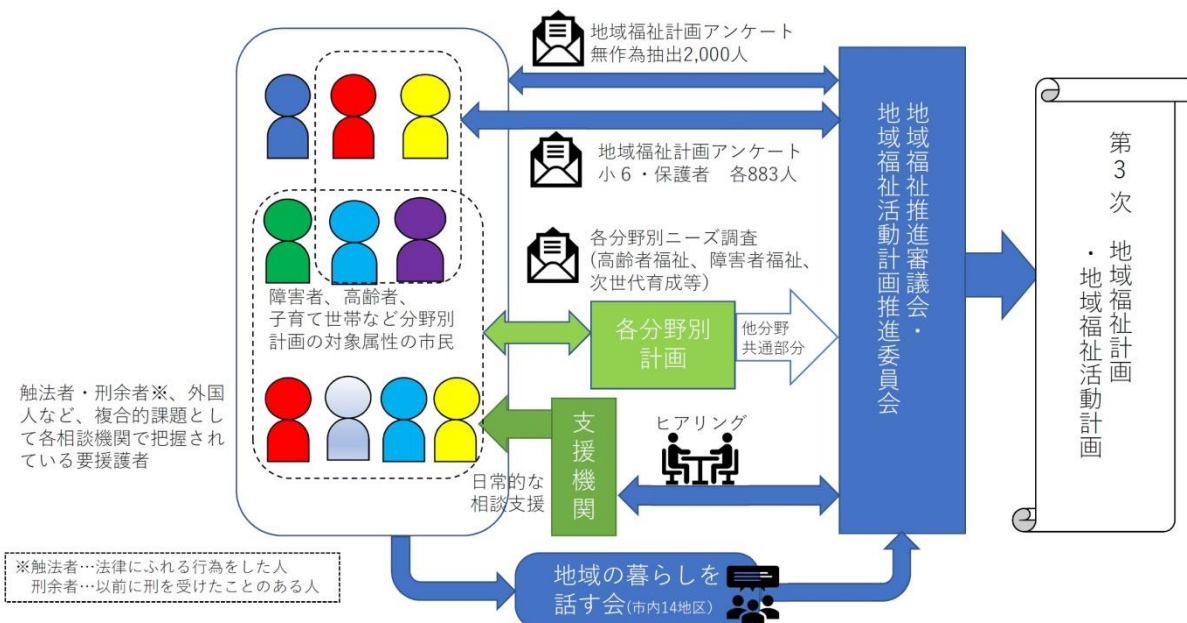
### (3) ヒアリング調査の実施

また、アンケート調査では把握が難しい、地域における様々な生活課題を有する人等について、「困りごと」や「ニーズ」、地域における課題等を把握するために、社会的要援護者を支援している相談支援機関の担当者等を対象としたヒアリング調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

#### ■ヒアリング調査の対象と調査方法

日時	対象機関	方法
令和元年12月10日	C S W連絡会	面談
令和元年12月	基幹包括支援センターいずみさの	アンケート調査
令和2年1月9日	泉佐野市健康福祉部生活福祉課	面談
令和2年3月3日	大阪府社会福祉協議会 社会貢献支援員	面談
令和2年3月5日	南大阪若者サポートステーション	面談
令和2年7月17日	南部市民交流センター（隣保館）	面談
令和2年7月22日	北部市民交流センター（隣保館）	面談
令和2年8月	泉佐野市こども部子育て支援課	アンケート調査
令和2年8月	泉佐野市健康福祉部健康推進課	アンケート調査
令和2年8月	スマイルサポーター	アンケート調査

#### ■第3次地域福祉計画策定にあたってのニーズ調査のイメージ図



#### (4)「地域の暮らしを話す会」の実施

「第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（いずみさの みんなの絆プラン）」では、「計画の普及をはじめ、地域から出される新たな課題を本計画見直し時に反映」するための場として、地域ごとに住民が集まって地域の現状や課題について話し合う、「地域の暮らしを話す会」が位置づけられています。毎年各地区において開催する「地域の暮らしを話す会」では、それぞれの地域の住民参加者の関心事に応じたテーマで令和元(2019)年度も話し合いが行われました。

#### ■令和元年度「地域の暮らしを話す会」開催日時・場所・参加人数一覧

地区	日時	場所	人数
日新	10月27日(日) 14時00分～	上瓦屋町会館	31人
佐野台	9月28日(土) 19時30分～	佐野台集会所	25人
北中	11月9日(土) 19時00分～	鶴原町会館	35人
三小	10月12日(土) 10時00分～	新町会館	17人
末広	12月12日(木) 19時00分～	東羽倉崎南町集会所	25人
一小	2月21日(金) 19時00分～	西本町会館	40人
長滝	7月24日(水) 15時00分～	長滝第一町内会館	43人
	9月25日(水) 14時00分～		43人
	11月27日(水) 15時00分～		43人
上之郷	10月21日(月) 19時00分～	上之郷小学校多目的室	18人
大土	11月23日(土) 19時00分～	大木小学校交流棟	39人
長坂	10月29日(火) 19時00分～	次世代育成地域交流センター	37人
日根野	11月16日(土) 19時00分～	日根野町会館	31人
南中	9月6日(金) 19時00分～	南部市民交流センター	47人
中央	11月10日(日) 10時30分～	中町会館	16人
二小	10月25日(金) 19時00分～	高松総合会館	14人

延べ参加者数 504人



## 5. 計画の推進体制

### (1) 地域福祉の推進体制

地域福祉計画の推進には、市民、町会・自治会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、市内の社会福祉法人をはじめとする関係団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働することが大切です。行政と社会福祉協議会の連携・協働を基礎として、多様な主体が地域福祉の推進に参画する体制づくりを進めます。また、市行政においても、福祉分野の担当部局以外の様々な領域との連携・協働によって地域福祉に取り組む体制づくりを進めます。住民主体の活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会については、行政との連携の強化や支援の充実により、活動基盤の強化を図ります。

### (2) 計画の進捗管理

本計画の進捗状況の確認や定期的な評価を行うための機関として、「泉佐野市地域福祉推進審議会」を年1回以上（原則）開催し、進捗管理・評価を行うことで、本計画に基づく施策について実効性を持って推進していくものとします。これに併せて、市の関係各課で構成する「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」においても、審議会と同様に本計画の進捗管理と評価を行います。また、新たに「泉佐野市総合福祉審議会」を設置し、本市の総合的な福祉行政のあり方について検討し、その結果を本計画の推進にも反映するものとします。

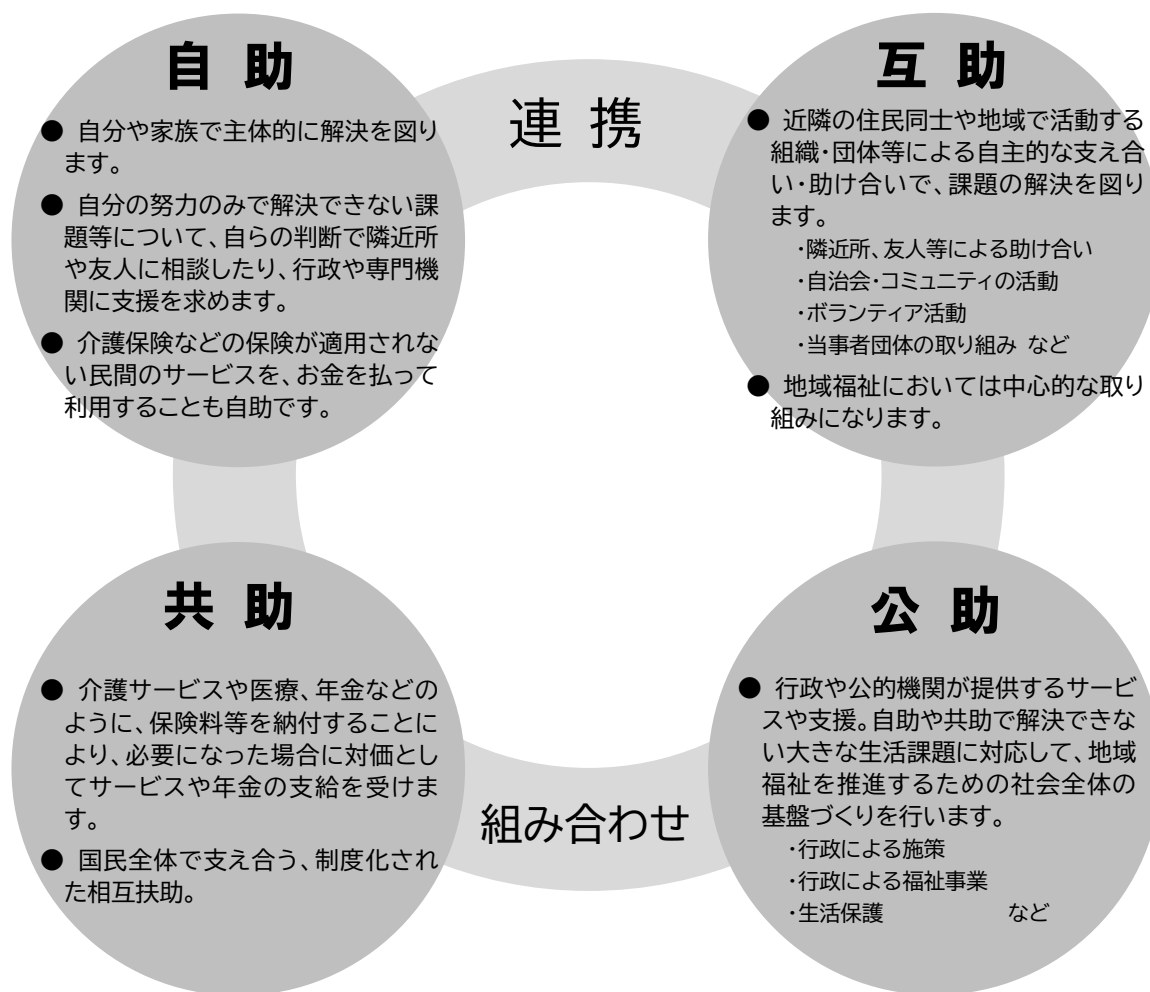
### (3) 計画の普及啓発

本計画に基づく地域福祉を効果的に推進するためには、その担い手である市民、社会福祉協議会、市内の社会福祉法人をはじめとする関係団体、行政が共通の理解・認識を持つことが大切です。市の広報紙やホームページ、社会福祉協議会の広報紙「泉佐野市社協だより」やホームページを活用し、本計画の普及とその取り組みの周知に努めます。また、地域福祉についての市役所庁内における関係課の連携についても、「泉佐野市地域福祉庁内推進委員会」を中心として、職員の理解と協働の促進を図ります。

各地区においては、住民座談会「地域の暮らしを話す会」を毎年度開催し、本計画の普及を図ると同時に、各地域において提起された課題を本計画の推進や見直し時に反映するものとします。

#### (4) 自助・互助・共助・公助の基本的な考え方

誰もが排除されることなく共に生きる地域づくりに向け、解決すべき課題が多様化・複雑化する中、行政による公的な施策だけでは十分な対応は困難です。本計画は、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合い（互助）、社会保障などの相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）の役割分担と相互の連携によって取り組んでいくことを基本的な考え方としています。



## 6. 生活圏域の考え方

地域福祉活動では、地域住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取り組むこととなります。したがって地域福祉活動は、おのずとそうした課題が見えるような、小さな圏域を単位として行われることとなります。一方、問題領域によっては、小さな圏域だけでは対応できないものもあり、より広域な圏域や市全域で検討していくべき課題もあります。

そこで、地域福祉に関する取り組みを行う上で、3層からなる圏域を設定し、それぞれの役割と機能を発揮しながら多様な地域福祉活動を展開するとともに、相互の機能連携を図ることによって、各圏域における地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

### (1) 見守りとニーズ発見のための「第1次圏域（町会・自治会・小学校区）」

要援護者の福祉課題を発見するためには、町会・自治会、小学校区等住民に身近な「日常生活圏域」にある社会資源とのネットワークづくりが不可欠です。このため、民生委員・児童委員や地区福祉委員会活動（小地域ネットワーク活動等）等の福祉関係者、さらには町会・自治会や学校、医療機関、商店街等福祉関係者以外の者とのネットワークを構築し、住民に身近な地域における見守り・発見・つなぎの機能を強化することが必要です。こうした取り組みの基盤となる最も小さい生活圏域として第1次圏域を設定します。

ここでは、概ね小学校区を単位とする地区福祉委員会や町会・自治会単位の支部福祉委員会による見守り活動やサロン活動・カフェ活動等、地域に根ざした地域福祉活動が取り組まれています。

### (2) 課題解決のための「第2次圏域（中学校区・サービス圏域）」

「第1次圏域」で発見された様々な福祉課題をワンストップで受け止め、必要なサービスにつなげるなどの解決に取り組むためには、中学校区等一定の「サービス圏域」において、地域の相談・支援機能を集約したネットワークの構築が不可欠です。このため、「サービス圏域」で活動する様々な地域の相談・支援機関とのネットワークを構築し、地域の福祉課題の解決機能を強化することが重要です。こうした取り組みを行う圏域を第2次圏域とし、市内に5地区の圏域を設定します。

これは本市の「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」における「日常生活圏域」に対応しており、本市では、全世代型の総合相談に対応する「地域型包括支援センター」を、この圏域に1箇所ずつ設置しています。

(3) 広域的・専門的な課題解決及び総合的な福祉施策推進のための「第3次圏域（市域）」

広域的・専門的な福祉課題については、「市域」での対応が求められます。個別支援を通じて発見された福祉課題のうち、同様の課題を抱える要援護者が一定数いるなど個別の課題解決にとどめることが適切でない場合は、当該課題解決のための新たなサービス（普遍的な仕組み）を開発し、当該課題に対応するための地域福祉計画、その他の行政計画の見直し等総合的な福祉施策の推進を行うことが求められます。このような対応を行うためには、庁内関係各課や各分野の行政機関とのネットワークを構築し、広域的・専門的な福祉課題の解決機能を強化することが重要です。こうした課題には市全体で取り組むものとし、これを第3次圏域とします。

各地域において活動する団体の連合会が組織され相互の連携に取り組んでおり、障害福祉サービスや子ども・子育て支援事業等の市全域を対象として行われる支援サービスの圏域でもあります。本市では、「基幹型・機能強化型包括支援センター」（以下、「基幹型包括支援センター」と言う。）を設置し、広域的・専門的な相談支援に対応しています。

■本計画における地域福祉活動の3つの圏域

生活圏域	第1次圏域		第2次圏域	第3次圏域
	町会圏域	小学校区	中学校区	市域
相談支援機関	民生委員・児童委員	校区委員会 保護司	地域型包括支援センター 第2層生活支援コーディネーター	市役所各課相談窓口 基幹型包括支援センター 第1層生活支援コーディネーター 民生委員児童委員協議会 保護司会
地域福祉活動	町会・自治会 支部福祉委員会 各種団体	地区福祉委員会		町会連合会 社会福祉協議会 各種団体連合会